

理事選考に関する細則 案

第1 条

1 理事は公募による立候補制を原則とし、会費を納入している選挙実施年度直前連続2年以上の会員歴を有する正会員による選挙を行う。

第2 条

- 1 本学会は理事候補者資格審査委員会、及び理事選挙管理委員会を設ける。
- 2 理事の定員は15 名以上20 名以内とし、うち5 名程度は理事長の推薦によって決定される。理事長推薦枠の理事については、地域、専門などを考慮して任命され、任期は推薦理事長の任期に準ずる。
本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。